

北九州市宿泊税条例について（議案第 175 号）

1 北九州市宿泊税条例の概要

（1）宿泊税【第 1 条関係】

観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

（2）納税義務者等【第 3 条関係】

旅館業法に規定する旅館業、国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

（3）税率【第 4 条関係】

宿泊者 1 人 1 泊につき 150 円とする。（県税と合わせて 200 円）

（4）徴収の方法等【第 7 条、第 8 条関係】

特別徴収の方法によるものとし、特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者とする。

（5）申告納入【第 12 条関係】

特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の宿泊税について市に申告するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。（税額や施設規模によっては、3 月ごととすることが可能）

（6）特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等【第 16 条、第 20 条関係】

特別徴収義務者は、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等を記載した帳簿を 5 年間保存する義務を負う。（違反した場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

（7）賦課徴収の方法の特例【付則第 7 項関係】

本市の区域内で行われる宿泊に課する福岡県宿泊税については、本市の宿泊税と併せて賦課徴収を行うものとする。

（8）検討【付則第 10 項関係】

条例施行後 3 年を経過した時点で、社会経済情勢等の変化等を勘案し、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5 年ごとに同様の検討を行うものとする。

2 施行期日【付則第 1 項関係】

規則で定める日